

第25期第11回練馬区農業委員会総会 議事録

- 1 日 時 令和6年6月14日(金)午後14時30分から午後15時10分まで
- 2 場 所 練馬区役所 本庁舎9階 901会議室
- 3 出席委員 相原和彦、井口和喜、榎本重恭、尾崎賀一、神田靖仁、酒井利博、櫻井 次、篠貞夫、篠田政巳、荘埜晃一、橋本良子、保戸塚武彦、宮部光夫、渡邊仁 計14名
- 4 欠席委員 加藤直正、田中聖晃 計2名
- 5 議 案 (1)相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について (第1～8号)
(2)相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明および引き続き認定都市農地貸付け等を行っている旨の証明について (第9・10号)
(3)生産緑地の買取申出に係る農業の主たる従事者の証明について (第11～13号)
- 6 報 告 (1) 生産緑地法第13条の規定による生産緑地のあっせんについて
(2) 農地法第4条第1項第7号および農地法第5条第1項第6号(市街化区域内の農地の転用)に基づく届出の受理について
- 7 その他

尾崎賀一会長 これより第25期第11回練馬区農業委員会総会を開催いたします。

事務局 ただいまの出席委員数は14名、欠席委員数は2名、欠席の届け出のあった委員は加藤直正委員、田中聖晃委員です。総会の会議は、在任中の過半数の委員が出席したときに成立しますので、本日の総会は成立です。

尾崎賀一会長 今回の署名人は、酒井利博委員と櫻井 次委員にお願いします。
それでは、議案の審議に入ります。
総会資料2ページ、議案第1号および議案第2号は同一の特例農地を共有しているため、一括しての審議をお願いします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第1号および議案第2号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。
令和6年5月13日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。
【申請者、特例農地等の所在などについて説明】
事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 それでは、篠田政巳委員をお願いします。

篠田政巳委員 5月13日、事務局2名と現地調査に行ってきました。
こちらの畑の西側に2棟のハウスがございまして、マリーゴールド、ペンタス、野菜苗が生産されておりました。販売は市場出荷、JA直売所、自宅での直売となります。境界についても確認できておりますので問題ないと思います。よろしくをお願いします。

尾崎賀一会長 質問などございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに6ページです。議案第3号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第3号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。

令和6年5月15日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在などについて説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 それでは、荘埜晃一委員お願いします。

荘埜晃一委員 5月15日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。

こちらの畑ではトウモロコシ、サトイモ、サツマイモ等が作付けされておりまして。昨年の農地パトロールの際に雑草が繁茂している状況で、長かった草は刈られてはおりましたが、その残骸が一部そのまま残されている状況でした。この先片づけをし、キュウリ、ナス等の夏野菜を作付けする予定とのことでした。販売先は近隣の住民への注文販売をなっているそうです。ご本人は農業以外のお仕事为主で畑を回すのに苦労されているとのことでしたので、事務局にご相談いただければマッチング等ご協力させていただく旨をご案内いたしました。境界は全て確認できましたので問題ないかと思いま

す。よろしく申し上げます。

尾崎賀一会長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに8ページです。議案第4号および議案第5号は耕作の事業に従事する二親等内の親族で、農地法上の同一世帯のため一括して審議をお願いします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第4号および議案第5号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。

令和6年5月16日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在などについて説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 それでは、宮部光夫委員お願いします。

宮部光夫委員 5月16日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。

こちらの畑は東の道路側に物置と作業場兼販売所があります。議案第4号の(1)(2)の畑の南側にはブドウが植わっており、北側は自宅になります。自宅前が調査地になり、ミカンが植わってありました。他は綺麗に管理されております。入口の販売所にての販売とことです。境界については全て確認いたしましたので問題ないと思います。

続いて議案第5号の畑ですが、こちらは自宅の北側になります。畑の北側に野菜畑があり、調査時にはブルーベリーとブドウが植わっておりまして。こちらも綺麗に管理されております。入口の販売所での販売とのことでした。境界も全て確認できました。よろしくお願いいたします。

尾崎賀一会長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに12ページです。議案第6号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第6号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。

令和6年5月17日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在などについて説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 それでは、井口和喜委員お願いします。

井口和喜委員 5月17日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。

こちらの畑では全て露地でブルーベリーが植わっており、草もなく大変綺麗に管理されておりました。境界も全て確認できました。販売は庭先直売、いわゆる摘み取り農園です。そのほか、JA直売所

とのことです。以上、特に問題ないと思います。よろしくお願いいたします。

尾崎賀一会長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに14ページです。議案第7号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第7号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。

令和6年5月21日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在などについて説明】

こちらの事実確認調査は尾崎賀一委員にお願いしています。

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 5月21日に、事務局と現地調査に行ってきました。

こちらの畑は元々芝畑だったところです。畑の南側の道路に沿って現在はユズが1本、ナシが2本、カキが2本等、北側にミカンが2本、西側の道路に沿って季節の野菜を作付けしているようでした。

当日は、ネギ、果菜類、トマト等が作付けされておりました。そのほかにブルーベリーが何本か植わっていました。野菜と果樹に関しては、自家消費の他、近隣の方に分けているとのことです。芝生に関しては、昔は業者が買いに来ていたそうですが、最近はないとの

ことで、管理だけはきちんとしている状況です。境界についても確認しております。宅地との境界で2点ほど杭ではなく、ポールが立っておりまして。そのほかは杭を確認いたしました。よろしくお願いいたします。

質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに16ページです。議案第8号について、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第8号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。

令和6年5月24日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在などについて説明】

こちらの事実確認調査は尾崎賀一委員にお願いしています。

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長

5月24日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。

(1)から(3)の畑はキャベツ畑になります。今年は全体ではなく、半分ぐらいに植わっており、残りの半分は綺麗に耕運してありました。調査時はキャベツの収穫はほぼ終わっており、終わったら全部片づけるような形です。境界についても確認できました。

続いて(4)から(6)の畑ですが、季節の露地野菜が順番に作付

けてあります。畑の中央にパイプハウスがあり、こちらではキャベツの苗等を作付けする畑で、現在は苗を収穫し終わった後になっておりました。春先からタマネギ、レタス、コマツナ等を収穫し、これからジャガイモとエダマメを収穫していくとのこと。収穫が立て込んでいて片づけが間に合っていない関係で、草が繁茂しているところもありましたが、夏場の果菜類等は自家消費分しか作付けしておりませんので、これから秋先に向けて片づけていくとのことでした。境界に関しても、自宅との境界を杭で確認しております。西側は隣地の農家の方の畑ですが、そちらの境界も確認できております。販売は、キャベツに関しては市場に出荷しており、その他の野菜に関してはJA直売所、生協等に販売しているとのこと。よろしく申し上げます。

質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに18ページです。議案第9号および議案第10号は同一の特例農地を共有しているため、一括して審議をお願いします。事務局から説明をお願いします。

事 務 局

議案第9号および議案第10号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明および引き続き認定都市農地貸付け等を行っている旨の証明について」です。

令和6年5月16日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在などについて説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 それでは、相原和彦委員お願いします。

相原和彦委員 5月16日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。
議案第9号および議案第10号の畑は、法人が区画貸農園として耕作している畑になります。境界については土を盛って確認できない箇所がありましたが、隣地とのブロック塀で仕切られておりますので問題ないと思います。畑の状況は、64区画貸しているのですが、そのうち51区画が使用されているとのことでした。空いている区画については、少し草が生えているような状況でした。区画以外の部分に草が繁茂してしまっているところと、草等の残渣が溜まっているところがありましたので改善をお願いしました。また、畑の入口付近が車が止められるような感じになってしまっていたので、以前にも改善をお願いしたのですが、改めて生産緑地だということで改善していただくようお願いして参りました。よろしくをお願いします。

尾崎賀一会長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに22ページです。議案第11号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第11号「生産緑地の買取申出に係る農業の主たる従事者の証明

について」です。

令和6年5月9日付けで標記の申請があり、下記のとおり農業の主たる従事者に該当することを確認したので証明する。

【申請者、証明対象者などについて説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 それでは、酒井利博委員お願いします。

酒井利博委員 5月13日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。こちらの畑では、ハウスそして露地で栽培しております。ハウス内はデコポン、露地ではブルーベリーとミカン等が植わっております。また、畑の中には納品倉庫が1つ、休憩小屋が1つあります。花栽培から果樹栽培に変更し、ここ数年は体調を崩していたので販売等はいたしておりません。境界は確認できました。行為制限が解除されるまでは農地の整備をお願いして参りました。よろしくお願いします。

尾崎賀一会長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに24ページです。議案第12号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第12号「生産緑地の買取申出に係る農業の主たる従事者の証明について」です。

令和6年5月14日付けで標記の申請があり、下記のとおり農業の主たる従事者に該当することを確認したので証明する。

【申請者、証明対象者などについて説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一 会長 それでは、井口和喜委員お願いします。

井口和喜 委員 5月17日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。こちらの畑ではハウスでミニトマトやエダマメ、露地でタマネギやネギが作付けされていました。販売は庭先直売と自家消費とのこと。境界も確認できました。特に問題ないと思います。よろしくお願いします。

尾崎賀一 会長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに26ページです。議案第13号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第13号「生産緑地の買取申出に係る農業の主たる従事者の証明について」です。

令和6年5月20日付けで標記の申請があり、下記のとおり農業の主たる従事者に該当することを確認したので証明する。

【申請者、証明対象者などについて説明】

こちらの事実確認調査は尾崎賀一委員にお願いしています。

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長

5月22日に、事務局と現地調査に行ってきました。

こちらはウメを栽培する畑で、全部で30本ほど植わっております。除草シート等で下を覆っているわけではなく、適切に下草を管理している畑で、管理もきちんとなされておりました。販売は毎年予約している近隣の方にお分けしている形で、豊作の年は市場にも出荷していたとのこと。調査時は申請者と申請者の奥様が立ち会われ、証明対象者は高齢であるため、近年は申請者夫婦で管理されていたとのこと。境界についても確認はできました。よろしくお願いいたします。

質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに28ページです。

報告事項です。事務局から説明をお願いします。

事務局

「生産緑地法第13条の規定による生産緑地のあっせんについて」です。

練馬区長から農業委員会会長宛て生産緑地のあっせん情報の周知について依頼があったため、下記のとおり報告する。

【物件地番・地積、所有者などについて説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 質問などございましたら、お願いします。
(発言なし)
それでは、よろしくお願いします。
つぎに、30ページです。報告事項です。事務局から説明をお願いします。
ます。

事務局 「農地法第4条第1項第7号および農地法第5条第1項第6号(市街化区域内の農地の転用)に基づく届出の受理について」です。
令和6年5月に届出のあった農地の転用について報告するものです。
【届出件数、面積等について説明】
事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 質問等ございましたら、お願いします。
(発言なし)
それでは、よろしくお願いします。

1枚目の次第をお願いします。次第3 その他です。事務局から何かありますか。

事務局 特にございません。

尾崎賀一会長 委員の皆様から何かありますか。
(発言なし)
それでは以上で、第11回練馬区農業委員会総会を終了します。

会 長

署 名 人

署 名 人